

# Digi-PoC TOYAMA（デジポックとやま）実証実験プロジェクト運営業務委託仕様書

## 1 業務委託の名称

Digi-PoC TOYAMA（デジポックとやま）実証実験プロジェクト運営業務委託

## 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

## 3 事業目的及び内容

実証実験プロジェクトを通じて、地域課題をデジタルソリューションで解決する事例を創出し、県内での社会実装や自走化につなげる。

## 4 実証実験プロジェクトの概要

### (1) 実証実験プロジェクトの内容

産業・地域社会のDXを推進するため、本県が抱える地域課題に対して、県内外の事業者等が保有する先進的なデジタル技術を公募の上マッチングすることで課題解決を図り、県内での社会実装や自走化につなげるもの。

### (2) 募集テーマの決定

県が県庁内各部局、市町村から地域課題を抽出し、デジタル技術の活用可能性も見極めながら実証実験プロジェクトの対象として適切な募集テーマを検討・調整する。その後、富山県デジタルソリューション推進委員会（県が委嘱した外部有識者等で構成する推進組織。以下「委員会」という。）において、募集テーマを決定する。

### (3) 実証実験プロジェクトの件数

県内外の事業者が募集テーマを選択して応募する。

県と実証実験プロジェクトを実施する事業者（以下「実施事業者」という。）との間で、委託契約を別途、締結する（費用上限300万円、6件程度）。

### (4) 実証実験プロジェクトの採択

委員会において実証実験プロジェクトの審査を行う。

### (5) 実証実験プロジェクトの実施期間

令和7年7月から12月まで

### (6) 実証実験プロジェクトの成果報告

令和8年1月に、実証実験プロジェクトの成果を全国に向けて発信する成果報告会を実施する。

## 5 実証実験プロジェクト運営業務の内容

次の業務を行うこと。

### (1) 地域課題の深掘り

県が県庁内各部局、市町村から抽出した地域課題について、深掘り・整理を行うこと。具

体的には、デジタル化推進室と協働し、各部局等のヒアリングによりボトルネックとなる原因の特定を行い、実証実験プロジェクトの募集テーマとする課題については、多くの実証提案が来るよう一定抽象化して設定するが、本来的な課題感から乖離することがない粒度での整理・調整を行うこと。

## (2) 実証実験プロジェクトの募集

県内外の事業者から実証実験プロジェクトを募集すること。

募集に際して、以下の業務を行うこと。

### ① 募集の企画

事業者の募集に伴う、募集要領、応募書類の様式、Q&Aを県と協議のうえ作成すること。また、事業者が本事業に応募するメリットや本県のアセット活用について提案すること。

### ② 募集に向けたプロモーションの実施

次に掲げる業務について、県内外の事業者が本事業に高い関心を持ち、確実な応募につながるよう、募集に向けたプロモーションを県と協議のうえ実施すること。

#### (ア) 特設サイトの作成・運営

県公式HPに遷移を促す特設サイトを作成・運営すること。

#### (イ) 各種媒体等での広報

受託者のネットワークを活用した情報拡散による応募者の掘り起こしや各種媒体での情報発信を行うこと。

#### (ウ) 応募促進イベントの実施

県や市町村が抱える地域課題について、事業者の理解が深められるイベントを企画・運営すること。なお、当該イベント会場として、県が会員となっている施設（SHIBUYA QWS、QUINTBRIDGE）を低廉な価格で使用できる可能性があるが、県が使用を約束するものではない。また、オンラインのみの開催であっても目的が達せられる限り差し支えない。

(エ) その他、本事業のプロモーションに効果的な取組みがあれば提案すること。

### ③ 募集の管理

募集や本事業に係る問い合わせに対応できる窓口業務を行うこと。また、応募状況を随時、県と共有すること。

## (3) 実証実験プロジェクトの採択

実証実験プロジェクトの採択に向けて、以下の資料作成等の業務を行うこと。

### ① 実証実験プロジェクトの評価項目及び評価基準の提案

### ② 応募事業者の概要、一覧等を整理のうえ県に共有

### ③ 評価項目及び評価基準に基づく応募事業者の整理

受託者は応募のあった実証実験プロジェクトについて、疑義があれば事業者への確認、不備があれば修正を指示するなど、内容の整理を行うこと。

### ④ 委員会での審査に係る資料の作成

## (4) 実証実験プロジェクトの実施

採択された実証実験プロジェクトについて、実施事業者への支援、進捗管理、情報発信など、実証実験プロジェクトの実施を支援すること。具体的には以下のとおり。

① 実証実験プロジェクトの開始支援

(ア) 実証実験プロジェクトの実施計画作成支援

実施事業者が実施計画を作成するにあたり、実施工程の整理等を行うこと。

(イ) 実証実験プロジェクトのブラッシュアップ等支援

採択に際し、委員会で挙げた意見・提案を踏まえながら、受託者の知見、ネットワークを駆使し、実証実験プロジェクトのブラッシュアップ、実証フィールドの調整（県内事業者・高等教育機関等との連携等）など、実証実験プロジェクトの開始にあたり実施事業者を支援すること。

(ウ) 県と実施事業者の契約仕様書の作成

県と実施事業者で実験プロジェクトの実施に係る委託契約を締結するにあたり、当該事業者の応募資料や実施計画をもとに仕様書の素案を作成すること。

② 実証実験プロジェクトの管理

次に掲げる業務を実施し、各実証実験プロジェクトを主体となって管理すること。

(ア) 実施事業者からの相談対応

(イ) 問題が発生した場合、指摘や改善提案、調整等の支援

(ウ) 県への進捗報告事項や報告方法・頻度の決定

(エ) 実施計画、進捗管理、成果報告書の様式の作成

③ 情報発信

各実証実験プロジェクトの開始のタイミングや実施中の模様を県内外に情報発信すること。

(5) ビジネスモデル構築のための支援

実証実験プロジェクトの結果を踏まえた、本県におけるビジネスモデルについて、実施事業者の検討・提案に対し助言・指導を行うこと。

(6) 成果報告

実証実験プロジェクトの結果及び本県におけるビジネスモデル等の成果や、成果に対する評価を報告書として取りまとめ、県に共有すること。

(7) 中間報告会及び成果報告会の開催

実証実験プロジェクトの中間報告会（令和7年10月頃）及び成果報告会（令和8年1月頃）を運営（実施事業者の報告資料取りまとめ、資料作成、会場設営等）すること。

成果報告会は、県内外への情報発信により参加者を募集すること。また、オンライン配信を併用して実施すること。

(8) 委員会の運営

委員会の開催及び委員への連絡調整に係る次の業務を行う。

① 資料作成及び会議録作成

② 委員会・成果報告会に係る連絡（出欠確認、経過報告、資料送付等）

③ その他、運営に必要な業務

委員会が円滑に運営されるよう、必要に応じて会議以外の活動についても、委員間の連絡調整を行う。

#### (9) 特設サイトの運営・保守管理等

特設サイトについては、サーバの調達、サーバのインストール、テスト等システムの構築及び保守管理に係る一切の業務を行うこと。

##### ① サーバの調達及び運用保守

(ア) 運営に必要なサーバ(容量その他システム運営に必要なスペックを考慮したものとする)を調達し、必要な初期設定を行うこと。また、そのサーバについて適切な保守管理を行い、コンピュータ機器、その他作業に要する物品等を自己の責任において確保すること。

(イ) 調達したサーバについて、情報セキュリティに必要な措置を講じること。なお、レンタルサーバを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。

- ・レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
- ・サーバの設置場所は、国内とし、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
- ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること、またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- ・利用しているOS、ミドルウェアについて最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・県で実施する特設サイトやネットワークの脆弱性診断を定期的を受診し、指摘事項があれば対処すること。
- ・必要に応じて県の監査を受診すること。
- ・アクセスログを3箇月以上保存すること。

(ウ) サーバ及びネットワーク機器に障害が発生した場合、迅速に対応でき、1日以内に復旧が可能な体制を整備すること。

##### ② ドメイン

特設サイトのドメインは、委託契約終了後も残存する有効期限まで管理すること。

なお、令和8年度に本事業が実施され、運營業務に係る受託者が決定した場合は、当該受託者にドメインを引き継ぐこと。

#### (9) その他

実施事業者の実証実験プロジェクトの実施に対するモチベーションの向上や本県におけるビジネス実装の意欲向上を図る企画を提案・実施すること。

## 6 委託業務の進め方

### (1) 実施計画書

受託者は、委託契約締結後、速やかに「実施計画書」(実施体制図、仕様書で求める委託業務の内容を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、経費内訳、再委託

(外注)先等を含む。)を県に提出し、承認を得ること。なお、計画については、県と協議のうえ、適宜変更が可能なものとする。

## (2) 進捗管理

- ① 定期的に作業の進捗状況を確認し、作業上の問題点を早期に把握することにより委託期間内に作業を終了させること。
- ② 定期報告のほか、事業全体について県から指示があった際には、その指示に従い報告すること。

## (3) その他

個人情報を取り扱うに当たっては別記1「個人情報取扱特記事項」、情報発信にあたっては別記2「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。

## 7 納入成果物

### (1) 納品物

本業務の納品物は次のとおりとする。

- ① 実施計画書(委託契約後速やかに)
- ② 県との打合せ、定期報告、委員会、成果報告会の実施の際に作成した資料等の電子データ
- ③ 実証実験プロジェクトの募集、その他情報発信の際に発生した成果物
- ④ 業務報告書(業務委託終了時)

5(6)の報告書の内容を含む、本業務全体の報告書を提出すること。報告書は1部(簡易製本)、電子データ1式とする。

### (2) 納入期限

令和8年3月31日(火)

### (3) 納入場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事政策局デジタル化推進室デジタル戦略課  
DX推進ワンストップ窓口担当

## 8 その他

- (1) 受託者(実施体制に加わる事業者等を含む)は、実証実験プロジェクトへの応募ができないものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### 第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第 3 項に規定する削除情報等、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

#### 第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### 第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### 第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### 第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### 第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

#### 第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

#### 第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

#### 第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

#### 第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### 第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

## 第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 「再委託の禁止」及び「契約の解除及びそれに伴う損害賠償」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるため、上記特記事項として掲げていないが、契約書本文に当該条項がない場合又は契約書によらないで契約する(受託者から上記特記事項を遵守する旨の書面を徴する)場合は、当該事項が漏れないように、必ず上記特記事項に当該事項を追記すること。

## デジタルマーケティング留意事項

### 1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務用に導入した本業務用 Google Analytics 上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートにてその結果について、要因・改善策を必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時には、内容について富山県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

### 2 富山県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、各種計測タグ、リターゲティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、富山県が別途指定する「富山県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「富山県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を富山県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について富山県の承認を得ること。また、「富山県 Google タグマネージャー」の設定については事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

### 3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、富山県が別途指定するルールに基づいて、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業において、最終成果地点に至るまでの重要な指標を KPI として定め、Google アナリティクス上に目標設定を行いレポート並びに、分析・考察レポートを最終的に提出すること。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に富山県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「富山県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

### 4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、富山県公式の MCC（マイクライアントセンター）及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、富山県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

## 5 SNS広告を利用する場合

- (1) 富山県公式SNSのビジネスマネージャーや富山県が別途指定するSNSページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS広告を展開する場合は、富山県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対するSNSのリマーケティングの設定を行うこと。

## 6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 富山県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること
- (2) YouTubeを利用する場合は、作成した動画は富山県が運営するYouTubeチャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合はYouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。